

富里市水道事業災害対策計画

富里市水道課

(平成26年4月改正)

目 次

1. 計画の目的	1
2. 事前の対策	1
(1) 施設の耐震性の整備	1
(2) 施設の図面等の整備	1
(3) 広報	2
(4) 研修及び訓練	2
3. 災害時の対策	3
(1) 応急体制及び配備	3
(2) 応急復旧体制	4
ア 配備体制	4
イ 動員体制	5
ウ 情報連絡体制	5
エ 応援体制	6
オ 緊急通行車両の届出・確認	6
4. 応急復旧対策	7
(1) 基本方針	7
(2) 被害発生 of 把握	7
(3) 応急復旧対策	8
(4) 応急給水対策	8
(5) 水質の安全対策	9
(6) 応急給水の記録及び報告	9
(7) 災害警戒体制時における応急給水の準備	9
5. 災害時の広報	9
(1) 災害発生時の広報	9
(2) 応急対策に伴う広報	9
(3) 応急給水場所の広報	10
(4) その他	10

1. 計画の目的

この計画は、富里市地域防災計画に定めるもののほか、地震等の災害や重大な事故が発生した場合、速やかに市民のライフラインである水道水を確保し、きめ細かな給水を行うとともに、水道施設の速やかな復旧を行うことを目的とする。

2. 事前の対策

(1) 施設の耐震性の整備

取水から配水に至る水道施設を耐震化するには、莫大な費用と長い年月を必要とすることから、効果的かつ効率的に耐震化を図るため調査研究を行い、緊急かつ重要な施設から計画的に対応するものとする。

ア 新規に布設する配水管・送水管等については、耐震性のものを使用する。

イ 老朽化した管及び耐震性の低い石綿セメント管の布設替えを検討する。

ウ 災害時における給水拠点としての機能強化及び配水池容量の確保や災害時の送配水機能の安全性を向上させるため、管路の複数化等バックアップ施設の整備を推進する。

(ア) 計画一日最大給水量 22, 270 m³/日

(イ) 現在の配水池水量 8, 540 m³

(ウ) 配水池の不足量 約2, 600 m³

エ 建築物の耐震診断を実施し、適合基準になるよう適切な補強を実施する。

(2) 施設の図面等の整備

災害時の応急復旧、応急給水活動を迅速・確実に行うには、被害場所、断水地区及び被害状況を的確に把握することが肝要となる。

図面等の整備については、震災対策支援として管路情報管理システムなどコンピューターによる管理システムの導入を検討する。

ア 浄水場の図面整備

構造物、設備、導水管、場内連絡管の図面を整備し、系統別に管理する。

イ 送配水管の図面整備

災害時に最も被害の受けやすいのは管路であり、管網図は常に正確に維持し、複数保管する。

(3) 広報

ア 広報活動

平常時から災害発生後に実施する応急対策の諸活動や住民が自ら行う飲料水確保について、正しい知識の普及を図るとともに、警戒宣言発令中や災害発生直後には、適時、適切な情報を給水区域の住民に提供することにより、無用な混乱を防止して、円滑に応急対策が実施できるように広報活動を行う。

(7) 平常時の広報

平常時の広報は、災害発生直後に実施する飲料水確保の方針について周知を図るとともに、各家庭において3日分程度の水の備蓄を習慣化することを目的として、次により行う。

- a 広報紙や市ホームページ等を活用し、働きかけを行う。
- b 水道週間等の行事を積極的に利用する。

(1) 広報の主な内容は次のとおりとする。

- a 災害発生時における当市の対応方針
- b 3日分程度の水の備蓄が必要な理由
- c 正しい水の備蓄方法
- d その他、必要な注意事項等

(4) 研修及び訓練

警戒宣言発令時及び災害発生後の応急対策活動を円滑に実施するため、研修及び訓練を実施する。

ア 研修

研修の内容は次のとおりとし、主に緊急時における応援職員を対象に実施する。

(7) 事業所内の保安装置の取扱い方法

(1) 応急対策等

イ 訓練

訓練は市の防災訓練のほか、必要により水道課独自に実施する。

(7) 総合訓練，本部保安点検訓練，非常参集訓練，通信連絡訓練

(1) 応急給水訓練

(7) 保安点検訓練，施設点検訓練

3. 災害時の対策

(1) 応急体制及び配備

富里市地域防災計画では，地震，風水害等における配備体制を4段階に分類し，富里市災害対策本部設置前の配備を第1・第2配備とし，同本部設置後を第3・第4配備と定め，職員配備の基準を災害の規模及び災害の状況等により，次のように定めている。

なお，災害対策本部設置前においては，別に定める「水道事業危機管理マニュアル」により活動する。

地域防災計画抜粋

- ◇災害対策本部の設置，職員の参集基準は次のとおりとし，各自は自己の配備すべき時期を把握する。
- ◇災害対策本部の設置は市長の判断となっているが，地震災害の場合，原則的に震度に応じて自動的に設置。
- ◇地震が発生した場合は電話が途絶することがあるので，自己判断により参集する。

配備基準

(地震の場合)

体制		基準
災害警戒体制	第1配備	<ul style="list-style-type: none"> ・市域に震度4の地震が発生したとき【自動配備】 ・東海地震観測情報が発表されたとき【自動配備】
	第2配備	<ul style="list-style-type: none"> ・市域に震度5弱の地震が発生したとき【自動配備】 ・東海地震注意情報が発表されたとき【自動配備】 ・局地的に軽微な被害が発生し，市長が必要と認めたとき
災害対策本部体制	第3配備	<ul style="list-style-type: none"> ・市域に震度5強の地震が発生したとき【自動配備】 ・東海地震予知情報（警戒宣言）が発表されたとき【自動配備】 ・局地的に災害が発生し，市長が必要と認めたとき
	第4配備	<ul style="list-style-type: none"> ・市域に震度6以上の地震が発生したとき【自動配備】 ・大規模な災害が発生し，市長が必要と認めたとき

(2) 応急復旧体制

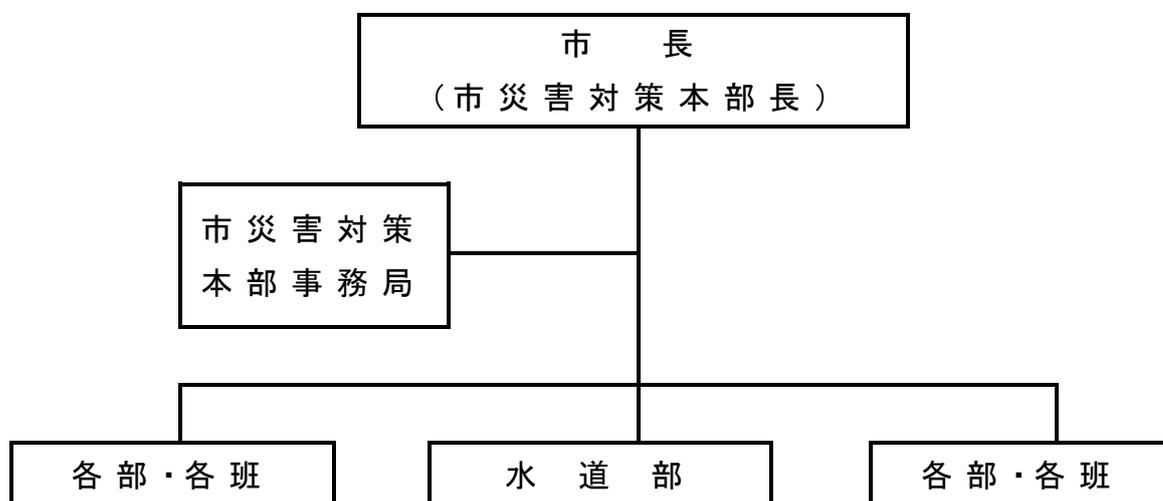
ア 配備体制

災害が発生し、又は発生する恐れがあるときはその程度に応じ、富里市地域防災計画に定めるもののほか、本計画に基づき必要な措置を講ずるものとする。

業務の概要

総務班	<ul style="list-style-type: none">・ 総合指揮に関する事・ 被害情報収集及び整理に関する事・ 住民からの問合せに関する事・ 対応及び照会の記録に関する事・ 報道に関する事・ 関係機関との調整に関する事・ 応援要請及び応援団体への対応・ 庶務に関する事
給水班	<ul style="list-style-type: none">・ 給水指揮に関する事・ 給水の停止に関する事（飲料水の確保）・ 応急給水に関する事
復旧班	<ul style="list-style-type: none">・ 被害調査に関する事・ 被害箇所の復旧に関する事・ 浄・配水復旧に関する事・ 復旧資材に関する事・ 復旧後の充水・洗浄及び水質検査に関する事・ 復旧管理に関する事

組織図



イ 動員体制

(7) 勤務時間内の場合

平常時の勤務体制から災害時の配備体制に入る。

(イ) 勤務時間外の場合

a 初動体制

職員は、テレビ・ラジオ・電話等の情報により、地震の情報を得た場合は自主的に参集する。勤務地に近い職員は、交通手段が遮断した場合、徒歩・自転車等で速やかに勤務地に参集し、初動体制をとる。

b 参集時の注意

服装は参集後の復旧活動業務を実施できるよう作業服を着用する。

長期化に備え、着替え・洗面用具・携帯ラジオ等を携行する。

参集途上、道路の状況及び水道施設の被害状況等の収集に努める。

参集報告は「参集記録票」（「地域防災計画（資料編）」参照）への記入により行う。

c 職員の指揮命令

所属長の指示に従って、応急対策活動を開始する。

ウ 情報連絡体制

災害が発生した場合、被災地等への通話が集中することから、通話を規制される場合があり、一般加入電話及び携帯電話は繋がりにくくなるので、業務用無線や災害時優先電話を利用する。

業務用無線（防災行政無線 移動系）

（基地局 子機 水道課）

（陸上移動局 車載 とみさと2（軽トラック））

（陸上移動局 車載 とみさと6（軽バン））

（陸上移動局 携帯 とみさと102）

富里市水道課災害時優先電話 0476-93-3315

(7) 情報連絡

水道施設の被害状況の調査結果を可能な限り正確に把握して、適宜、関係部署へ報告する。

県（水政課）への報告は、「千葉県内水道災害時対処要領」に基づき実施する。（減断水がある場合は、区域及び戸数を明確に報告する。）

(イ) 情報の記録と保存

- a 情報の受発信は、正確を期するため連絡票（様式1）に内容を記入して行う。
- b 応急対策完了後、連絡事項を災害記録にまとめ、関係資料と共に保存する。

エ 応援体制

(ア) 応急復旧体制を円滑に実施するため、必要に応じて「千葉県水道災害相互応援協定」、「千葉県内水道災害時対処要領」に基づき、県及び近隣水道事業体・関係会社等に協力を要請する。

(イ) 応援復旧のため必要に応じて、富里市管工事業協同組合に応援を要請する。

(ウ) 関係企業への協力要請

復旧活動には水道の専門知識、技術とともに資機材についても関係企業の協力が必要であることから、協力要請をする。

(エ) 上記の応援・協力要請は、協定等に基づく応援要請の方法及び次の事項を明確にして行う。

- a 被害の状況
- b 応援内容の種類
 - (a) 応急給水作業
 - (b) 応急復旧作業
 - (c) 応急復旧資機材の供出
- c 応援の期間
- d 応援の場所及び応援場所への経路
- e 要請担当責任者氏名及び連絡先
- f 前各号に掲げるもののほか必要な事項

オ 緊急通行車両の届出・確認

応急復旧を円滑に実施するため、必要な車両が規制を受けずに運行できるよう公安委員会に対し、「緊急通行車両等の確認事務処理要領」に基づき、災害発生後直ちに緊急通行車両の確認申請を行い、通行標章の交付を受ける。

4. 応急復旧の対策

(1) 基本方針

- ア 施設の被害状況を的確に把握して早期復旧を図り，一日も早く平常給水を回復するため，応急復旧対策を確立する。
- イ 被害の有無を把握するとともに，緊急措置を講じて被害の拡大及び二次災害の防止を図り，併せて施設の機能維持に努める。
- ウ 被害状況の把握をもとに速やかに，応急復旧体制及び応急復旧計画を確立して，被害箇所の応急復旧を行い，施設の機能回復に努める。
- エ 円滑な応急復旧の推進を図るため，資機材の備蓄等を図る。

(2) 被害発生 of 把握

- ア 取水・浄水及び配水施設の被害発生 of 把握は，各計器 of 表示及び市民からの通報等により把握し，併せて巡回点検を実施する。（情報が錯綜しやすいため窓口 of 一本化に努める。）
- イ 巡回点検は，原則として次の優先順位に基づいて行う。
 - (ア) 有害ガス発生及び火災発生のおそれのある塩素注入設備。
 - (イ) 取・浄水機能・配水機能及び貯留機能に重大な影響を与えるおそれのある設備。
 - (ウ) その他，上記施設に準じる重要な設備。

(3) 応急復旧対策

- ア 応急復旧に先立ち，被害箇所の被災状況及び所要復旧日数・資機材の確認を行う。
- イ 被害 of 状況をもとに被害マップを作成し，誰でも被害状況や復旧状態がわかるようにし，復旧計画を策定する。
- ウ 浄・配水場
 - (ア) 協力業者に連絡し，人材・資機材 of 確保を行う。
 - (イ) 機能 of 重要な施設から順に復旧を行う。
 - (ウ) 復旧工事完了後，試験運転を行い，支障がない場合は水質を確認して運転を開始し配水を行う。
 - (エ) 復旧工事は必ず黒板に必要な事項（日時・被災場所・被災施設名・目視による被害状況）を記入し，写真撮影を行う。工事写真は着工前（被害状況），施工中，完成に従い撮影する。設計書に反映できるように，必ず寸法がわかるように撮影する。
 - (オ) 後日，設計書を作成し契約及び精算 of 事務を行う。

エ 送・配・給水管

- (ア) 協力業者に連絡し，人材・資機材の確保を行う。
- (イ) イで作成したマップをもとに，緊急避難場所等復旧優先順位の高い管路の上流側から復旧する。
- (ウ) 被害が甚大で復旧が長期化する場合は，住民の避難場所や病院等優先順位により復旧する。
- (エ) 管路の復旧にあたっては，耐震管路等の資材を採用する。
- (オ) 復旧工事完了後，通水試験を行い送・配・給水管の漏水の有無を調査する。漏水がない場合は洗浄作業を行い，水質検査を実施して水質を確認後，送・配・給水を開始する。
- (カ) 復旧工事は必ず黒板に必要な事項（日時・被災場所・被災施設名・目視による被害状況）を記入し，写真撮影を行う。工事写真は着工前（被害状況），施工中，完成に従い撮影する。設計書に反映できるように，必ず寸法がわかるように撮影する。
- (キ) 後日，設計書を作成し契約及び精算の事務を行う。

(4) 応急給水対策

応急給水は、地域防災計画及び本計画に基づき行う。

ア 応急給水方法

- (ア) 浄・配水場における拠点給水
 - a 仮設給水栓を設置しての住民への直接給水。
 - b 給水車，給水タンクへの注水。
- (イ) 車両による運搬給水
 - a 病院，避難所など重要施設等へ優先して給水を行う。
 - b 運搬給水は，避難場所（小学校）単位で行う。
 - c 水くみ容器のない住民に対しては，飲料用ポリ袋を配布し給水する。
- (ウ) 消火栓を利用した仮設給水栓による住民への直接給水。
- (エ) 応急復旧が完了した管路には，できるだけ仮設給水栓を設置する。
- (オ) ポリ容器等による給水。
 - a 原則として老人・病人に対しては，ポリ容器に注入し配布する。
 - b 配布は自治会やボランティアなどをお願いする。

(5) 水質の安全対策

- ア 給水車については，タンク内の清掃を十分行い，飲料水の安全を図る。
- イ 仮設給水栓から給水する場合，色・濁り並びに残留塩素に関する調査を行い，飲料水の安全を図る。

(6) 応急給水の記録及び報告

応急給水活動の経過等を記録・整理し，常に活動状況を把握する。

- ア 震災対策連絡票（様式1）
- イ 取水場・浄水場・給水施設被害調査票（様式2）
- ウ 取水場・浄水場・給水施設復旧調書（様式3）
- エ 管路被害調査票（様式4）
- オ 管路復旧調書（様式5）
- カ 応急給水受付指示兼報告書（様式6）
- キ 応急給水活動状況票（様式7）

(7) 災害警戒体制時における応急給水の準備

- ア 仮設給水栓等の点検・清掃
- イ エンジンポンプ等の調整及び燃料の確認
- ウ 災害用給水栓及び給水タンクへの注水口の点検・清掃
- エ 案内標識・バリケード・誘導ロープ及び照明器具等の準備

5. 災害時の広報

広報は，応急対策の進捗に合わせて行う。

(1) 地震発生直後の広報

地震発生直後の広報は，できる限り速やかに的確な情報の提供に努め，混乱を未然に防ぐため行う。

(2) 応急対策に伴う広報

応急対策開始時の広報は，応急対策の方針を周知し，円滑な応急対策の実施を図るため，次の内容に応じて行う。

- ア 施設の被害概要及びおおよその復旧見込み
- イ 復旧作業の実施方針
- ウ 住民の注意すべき事項及び協力要請

(3) 応急給水場所の広報

「どこへ行けば水がもらえるのか」を防災無線，広報車等あらゆる広報媒体により広報活動を行う。

ア 復旧の見通しについて

復旧の見通しは，「何月何日」と具体的な表現に努める。

(4) その他

ア 報道機関への発表に際しては，あらかじめ災害対策本部設置時の報道担当窓口と協議を行う。

イ 報道機関からの照会等の対応は，窓口を一本化し，誠実に行う。